

岐阜県公報

第千八百三十三号
平成十九年四月三日
(火曜日)

目次

規則

岐阜県道路交通法関係手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則

(運転免許課) 二四五

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 二四八

道路の供用開始

(同) 二四九

揖斐川町の区域内の字の区域変更

(西濃振興局揖斐事務所) 二五三

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 二五三

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(同) 二五五

公共測量の終了

(用地課) 二五七

揖斐広域連合の規約の変更許可

(西濃振興局揖斐事務所) 二五七

規則

岐阜県道路交通法関係手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十三号

岐阜県道路交通法関係手数料の細目を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法関係手数料の細目を定める規則(平成十二年岐阜県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「特定第一種運転免許(普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。以下同じ。)」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「二万四千七百五十円」を「二万四千七百円」に、「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に改め、同号八中「及び」を「、中型自動車第二種免許又は」に、「二万二千五百円」を「二万二千四百五十円」に改め、同号八を同号二とし、同号ロの次に次のように加える。

八 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)に係るもの 一万四千円(審査を受けようとする者が別表第一の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の特定第一種運転免許の欄に掲げる額を減じて得た額)

第二条第二号イ中「特定第一種運転免許」を「大型自動車免許又は中型自動車免許」に、「九千八百五十円」を「一万五千六百五十円」に改め、同号八中「二万二千五百五

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二、二〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、二〇〇円
五 技能検定の実施に関する知識	二、二〇〇円	一、九五〇円	二、〇五〇円	
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二、一五〇円	一、九〇〇円	二、一五〇円	
三 法第八八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつていゝる事項	二、一五〇円	一、九〇〇円	二、一五〇円	
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七、〇五〇円	六、七五〇円	二、二五〇円	七、九五〇円
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四、一五〇円	三、九五〇円	一、三五〇円	四、六〇〇円
審査細目	大型自動車免許又は中型自動車免許	普通自動車免許	特定第一種運転免許	大型自動車第二種免許等

十円」を「一万三千三百円」に改め、同号八を同号二とし、同号ロの次に次のように加える。

八 特定第一種運転免許に係るもの 九千五百円（審査を受けようとする者が別表第二の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の特定第一種運転免許の欄に掲げる額を減じて得た額）

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二系関係）

七 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	二、七五〇円
---	--------

備考

一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の大型自動車免許又は中型自動車免許の欄、普通自動車免許の欄、特定第一種運転免許の欄及び大型自動車第一種免許等の欄に定めるところによるほか、更に、大型自動車免許又は中型自動車免許に係るものにあつては三、七五〇円を、普通自動車免許に係るものにあつては九五〇円を、特定第一種運転免許に係るものにあつては一、〇五〇円を、大型自動車第一種免許等に係るものにあつては三、二五〇円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の大型自動車免許又は中型自動車免許の欄、普通自動車免許の欄及び特定第一種運転免許の欄に定めるところによるほか、更に、大型自動車免許又は中型自動車免許に係るものにあつては三〇〇円を、普通自動車免許に係るものにあつては三〇〇円を、特定第一種運転免許に係るものにあつては三〇〇円を減ずるものとする。

別表第二（第二系関係）

七 道路運送法第二 条第三項に規 定する旅客自動 車運送事業及び 自動車運送代行 業の業務の適正 化に関する法律 第二条第一項に 規定する自動車 運送代行業に関 する法令につい ての知識	一、 四〇〇円	一、 二二〇円	一、 一五〇円	二、 七五〇円	大型自動車免 許又は中型自 動車免許	普通自動車免 許	特定第一種運 転免許	大型自動車第 二種免許等
六 教習指導員と して必要な教育 についての知識	一、 四〇〇円	一、 二二〇円	一、 一五〇円					
五 自動車教習所 に関する法令に ついての知識	一、 四五〇円	一、 二五〇円	一、 二五〇円					
四 法第八八条の 二十八第四項に 規定する教則の 内容となってい る事項その他自 動車の運転に関 する知識	一、 四五〇円	一、 二五〇円	一、 二五〇円					
三 学科教習に必 要な教習の技能	一、 二五〇円	一、 二五〇円	一、 二五〇円					
二 技能教習に必 要な教習の技能	一、 三〇〇円	一、 三五〇円	一、 三〇〇円	二、 〇〇〇円				
一 教習指導員と して必要な自動 車の運転技能	四、 四五〇円	四、 一〇〇円	一、 三五〇円	四、 八〇〇円				

備考

一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の大型自動車免許又は中型自動車免許の欄、普通自動車免許の欄、特定第一種運転免許の欄及び大型自動車第二種免許等の欄に定めるところによるほか、更に、大型自動車免許又は中型自動車免許に係るものにあつては三、四五〇円を、普通自動車免許に係るものにあつては九〇〇円を、特定第一種運転免許に係るものにあつては一、一〇〇円を、大型自動車第二種免許等に係るものにあつては二、九五〇円を減するものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の大型自動車免許又は中型自動車免許の欄、普通自動車免許の欄及び特定第一種運転免許の欄に定めるところによるほか、更に、大型自動車免許又は中型自動車免許に係るものにあつては一五〇円を、普通自動車免許に係るものにあつては一〇〇円を、特定第一種運転免許に係るものにあつては五〇円を減するものとする。

別表第三四の項及び五の項を次のように改める。

4 法第八八条の 二第一項第四号 に規定する講習	イ 大型自動車免許又は中型自 動車免許に係るもの	一時間につき	四、七〇〇
5 法第八八条の 二第一項第五号 に規定する講習	イ 大型自動二輪車免許に係る もの	一時間につき	四、二〇〇
	ロ 普通自動二輪車免許に係る もの	一時間につき	四、一〇〇

別表第三六の項中「四、一〇〇」を「一、三五〇」に改め、同表七の項中「一、二二〇」を「三、一五〇」に改め、同表八の項中「一、三五〇」を「一、二二〇」に改め、同表九の項を削り、同表十の項を同表九の項とし、同表十一の項口中「大型自動二輪免許」を「大型自動二輪車免許」に改め、同表八中「普通自動二輪免許」を「普通自動二輪車免許」に改め、同項を同表十の項とし、同表十二の項八中「第三十八条第十二項本

文」を「第三十八条第十一項本文」に、「第三十八条第十二項第一号ただし書」を「第三十八条第十一項第一号ただし書」に改め、同項を同表十一の項とし、同表中十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とし、同表十五の項八中「通常」を「シニア運転者」に改め、同項を同表十四の項とする。

別表第四一の項第一号を次のように改める。

1 大型自動車 免許又は中型 自動車免許に 係るもの	イ 法第九十七条 の第二項第一 号又は第二号に 該当して同項の 規定の適用を受 ける場合	一、八五〇
イ 法第九十七条 の第二項第三 号に該当して同 項の規定の適用 を受ける場合	ロ 法第九十七条 の第二項第三 号に該当して同 項の規定の適用 を受ける場合	二、〇〇〇
ハ 法第九十七条 の第二項の規 定の適用を受け ない場合	四、九五〇円。ただし、法第九十七条第一 項第二号に掲げる事項について行う試験又 は法第九十七条の第二項に規定する確認 をその試験又は確認を行う者が提供する自 動車を使用して受ける場合にあつては、八 六五〇円	

別表第四一の項第五号イ中「二、〇五〇」を「二、〇〇〇」に改め、同号口中「一、七〇〇」を「一、六五〇」に改め、同号八中「三、三〇〇円」を「三、一〇〇円」に「四、四〇〇円」を「四、七五〇円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「大型自動車第二種免許」の下に「中型自動車第二種免許」を加え、同号イ中「一、〇〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同号口中「四、四五〇円」を「四、五〇〇円」に「六、六五〇円」を「七、七〇〇円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次のように加える。

3 特定第一種 運転免許又は 大型特殊自動	イ 法第九十七条 の第二項の規 定の適用を受け	二、〇〇〇
-----------------------------	-------------------------------	-------

車第二種免許 若しくは牽引 第二種免許に 係るもの	る場合	二、九五〇円。ただし、法第九十七条第一 項第二号に掲げる事項について行う試験又 は法第九十七条の第二項に規定する確認 をその試験又は確認を行う者が提供する自 動車を使用して受ける場合にあつては、四 六〇〇円
	ロ 法第九十七条 の第二項の規 定の適用を受け ない場合	

別表第四一の項第一号中「大型自動車仮運転免許」の下に「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「二、五五〇円」を「三、九五〇円」に、「三、六五〇円」を「七、六五〇円」に改め、同表三の項第二号中「三、〇〇〇円」を「三、五五〇円」に改める。

附則

この規則は、平成十九年六月二日から施行する。

告示 示

岐阜県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
		岐阜市山県岩子荒井六三五番地先から 同市北野西三三一番の 二地先まで	前A	10.0	134.0	A及びBは 係図に 係るに 表示す る敷

岐卓県告示第百七十一号			
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。			
なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐卓県土木整備部道路維持課及び岐卓県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。			
平成十九年四月三日			
岐卓県知事 古田 肇			

岐卓県告示第百七十三号			
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。			
なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐卓県土木整備部道路維持課及び岐卓県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。			
平成十九年四月三日			
岐卓県知事 古田 肇			

国道	一般	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は年月日)
百五十七号		岐卓市大字下尻毛字鍛冶屋田三八二番一地从先から			二五五	平成一九・四・三	平成一六・三・三
		同市大字同字同三八七番一地从先まで					

国道	一般	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は年月日)
		岐卓市大字下尻毛字鍛冶屋田三八二番一地从先から			三六五	平成一九・四・三	平成一六・三・三
		同市大字同字同三八二番三地从先まで					

岐卓県告示第百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐卓県土木整備部道路維持課及び岐卓県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

岐卓県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域の変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 (メートル)	延長 (メートル)	備考	<p>岐卓県告示第二百七十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。</p> <p>なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十九年四月三日</p>			
								<p>岐卓県知事 古田 肇</p>			
								<p>岐卓県告示第二百七十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。</p> <p>なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十九年四月三日</p>			
								<p>岐卓県知事 古田 肇</p>			
								<p>岐卓県告示第二百七十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。</p> <p>なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十九年四月三日</p>			
								<p>岐卓県知事 古田 肇</p>			

<p>岐卓県告示第二百七十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。</p> <p>なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十九年四月三日</p>			
<p>岐卓県知事 古田 肇</p>			
<p>岐卓県告示第二百七十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。</p> <p>なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十九年四月三日</p>			
<p>岐卓県知事 古田 肇</p>			
<p>岐卓県告示第二百七十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。</p> <p>なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十九年四月三日</p>			
<p>岐卓県知事 古田 肇</p>			

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 (メートル)	延長 (メートル)	備考	<p>岐卓県告示第二百七十七号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。</p> <p>なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。</p>			
								<p>岐卓県知事 古田 肇</p>			
								<p>岐卓県告示第二百七十六号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。</p> <p>なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十九年四月三日</p>			
								<p>岐卓県知事 古田 肇</p>			
								<p>岐卓県告示第二百七十七号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。</p> <p>なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。</p>			
								<p>岐卓県知事 古田 肇</p>			

岐卓県告示第二百七十七号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。	

岐卓県告示第二百七十六号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。	

岐卓県告示第二百七十七号

岐卓県知事 古田 肇

岐卓県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐卓県告示第二百七十七号

岐卓県知事 古田 肇

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は年度の変更の告示年月日)
県道	中野方線 七宗線	加茂郡八百津町福地字蔵橋二 九番四一地先から	同 郡同 町同 字同 二 九番二六地先まで	六〇	平成 一九・四・三	平成 一九・四・三

岐阜県告示第二百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は年度の変更の告示年月日)
		中津川市中津川字餅六三八五 八番の二地先から	同 市同 字同 三八八 八番の一先まで	一六五〇	平成 一九・四・三	平成 一九・四・八

一般国道 三百六十号

道の種類	路線名	区	間	区域変更前後敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	三百六十号	中津川市阿木字前沢七六六五 番の五地先から	同 市同 字同 七六五五 番の一〇地先まで	七六〇	平成 一九・四・三	平成 一九・四・八
		中津川市阿木字大上七七〇四 番の二地先から	同 市同 字同 七七一六 番の一先まで	六〇	平成 一九・四・三	平成 一九・四・八

岐阜県告示第二百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域変更前後敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町岸奥字水谷 平一七五番二地先から	同 市同 字同 一七五番四地先まで	一六六 一八八	三九一 三九一	

岐阜県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
一般国道	四百七十一号	同	市	同	同	後	前	後	前	後	前	後	前
						二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

岐阜県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
一般国道	四百七十一号	同	市	同	同	後	前	後	前	後	前	後	前
						二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

岐阜県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
県道	見国座府線	同	市	同	同	後	前	後	前	後	前	後	前
						二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

岐阜県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		延長		供用開始の期日		備考	
道の種類	路線名	区	間	後	前	後	前	後	前	後	前
				二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

一般国道 四百七十 一号	飛騨市神岡町数河字灘見五〇 三番二地先から 同市同 五番一 地先まで	字同 五二	一四・〇	平成 一九・四・九	平成 一九・四・三
--------------------	--	----------	------	--------------	--------------

岐阜県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	見国府線	高山市上宝町本郷字中野五二〇番二地先から 同市同 四一七番四地先まで	二五・〇	平成 一九・四・九	平成 一九・四・三

岐阜県告示第二百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、揖斐川町の区域内の字の区域を変更した旨揖斐川町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字

新たに画する字の区域に含まれる従前の字

小津字庚申谷 小津字奥原の一部

この処分は、県営土地改良事業（揖斐西部地区奥原工区）に係る換地処分公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 掲示場
揖斐総合庁舎及び揖斐川町役場
- 二 掲示物
字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間
平成十九年四月三日から
同 年四月二十四日まで

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成十九年四月三日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年三月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤマナカ

三 建物の名称及び所在地

忠節フランチ館

岐阜市島栄町一丁目四五番地五 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成十九年十一月二十四日

五 店舗面積

三、二一八平方メートル

六 駐車場の収容台数

一八三台

七 荷さばき施設の面積

二六〇平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成十九年四月三日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年三月十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

(仮称) ホームセンターパロー大垣赤坂店

大垣市赤坂町字河原一七八〇番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成十九年十一月二十二日

五 店舗面積

六、三〇九平方メートル

六 駐車場の収容台数

二六九台

七 荷さばき施設の面積

五〇〇平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成十九年四月三日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年三月十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

(仮称) パロー養老ショッピングセンター

養老郡養老町高田字元屋敷二二四九 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成十九年十一月十五日

五 店舗面積

一〇、五三〇平方メートル

六 駐車場の収容台数

六六〇台

七 荷さばき施設の面積

七四八平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年四月三日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年三月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トヨタオートモビルクリエイティブ

三 建物の名称及び所在地

カラフルタウン岐阜

岐阜市柳津町丸野三三六 外

四 変更した事項

設置者の代表者の変更

（変更前）代表取締役社長 岩井 弘栄

（変更後）代表取締役社長 駒月 純

設置者の所在地の変更

（変更前）株式会社トヨタオートモビルクリエイティブ

名古屋市中村区名取一丁目二番一四号

（変更後）株式会社トヨタオートモビルクリエイティブ

名古屋市中村区名取三丁目二番一四号LCビル三階

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年四月三日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年三月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤマナカ

三 建物の名称及び所在地

ヤマナカ岐南店

羽島郡岐南町上印食六丁目六六番 外

四 変更した事項

設置者の所在地の変更

大規模小売店舗の名称変更

(変更前) スリーワイ岐南店

(変更後) ヤマナカ岐南店

小売業者の名称及び住所並びに代表者名

(変更前) 株式会社スリーワイ 代表取締役 新美 浩

名古屋市熱田区千年一丁目八番一五号

(変更後) 株式会社ヤマナカ 代表取締役 中野 義久

名古屋市東区葵三丁目一五番三二号

株式会社セリア 代表取締役 河合 宏光

大垣市外濑二丁目三八番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年四月三日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年三月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤマナカ

三 建物の名称及び所在地

ヤマナカ岐南店

羽島郡岐南町上印食六丁目六六番 外

四 変更しようとする事項

開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後八時まで

(変更後) 午前九時三十分から午後九時まで

但し年間六十日間は午前九時から

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後八時三十分まで

(変更後) 午前九時から午後九時三十分まで

但し年間六十日間は午前八時三十分から

荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯

(変更前) 午前八時から午後五時まで

(変更後) 午前六時から午後十時まで

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第四項により同法第六条第一項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年四月三日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年三月十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

四 バロー各務原店
各務原市蘇原東島町四 三三一外
変更しようとする事項
駐車場の収容台数

(変更前) 二三一一台
(変更後) 二二三三台
開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後八時まで
但し年間六十日間は午前九時三十分から
(変更後) 午前十時から午後十時まで
但し年間六十日間は午前九時三十分から

来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前九時から午後八時三十分まで
(変更後) 午前九時から午後十時三十分まで

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
可児市
- 二 作業種類
公共測量(可児市公共基準点整備)
- 三 作業期間
平成十八年四月十二日から
同 十九年二月十四日まで
- 四 作業地域

可児市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
可児市
- 二 作業種類
公共測量(可児市公共基準点整備)
- 三 作業期間
平成十八年四月二十七日から
同 年六月十六日まで
- 四 作業地域
可児市全域

揖斐広域連合の規約の変更許可

揖斐広域連合長から申請のあった揖斐広域連合の規約の変更については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により平成十九年三月二十八日付けで許可したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成十九年四月三日

岐阜県知事 古 田 肇

平成十九年四月三日印刷
平成十九年四月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))